



スクール規則

- 名 称 本スクールはSAM松本スイミングスクール、SAM石芝スイミングスクール、SAM中央スイミングスクール、SAM塩尻スイミングスクール、SAM長野スイミングスクール、SAM長野三輪スイミングスクールという。
- 事 務 所 本スクールの事務所はSAM松本スイミングスクール、SAM石芝スイミングスクール、SAM中央スイミングスクール、SAM塩尻スイミングスクール、SAM長野スイミングスクール、SAM長野三輪スイミングスクール内におきます。
- 目 的 本スクールは一貫した水泳指導を通じて水泳に対する正しい理解を深め、技能を習得すると共に併せて健全な心身の育成を図ることを目的とします。
- 入 会 資 格 本スクールに入会できるのは、各コース別に定められた資格に該当し本スクールの主旨に賛同した方とします。
- 指 導 区 分 会員は各コース毎に定められた曜日、時間に指導を受けることができます。但し泳力に応じてコース変更を行います。指導内容は各コース毎に応じた指導課程に基づいて実施し、その具体的指導方法は主任コーチ及びコーチが決定します。
- 休 業 日 本スクールの施設整備、その他やむを得ない事由が発生した場合に限り休業することがあります。その場合は事前に会員に通告します。
- 入 会 手 続 き 入会希望者は別に定める入会申込書に必要事項を記入して入会金、当月会費、預金口座振替依頼書と共に提出してください。
- 休 会 ・ 脱 会 月単位の休会(引続き1か月以上3か月以内休む場合をいう)、又は退会しようとするときはその旨を前月20日までに登録のスクール事務所まで届け出なければなりません。休会については、疾病、傷害等身体に故障を生じ1ヶ月以上練習に参加できない場合のみ認めます。妊婦については産前・産後6か月(続けて6か月の範囲なら産前・産後の割合は特に決めていません)を最高として休会を認めます。休会時の会費は500円(税込540円)とし、上記産前産後は無料とします。
- 除 名 等 本スクールは、スクール生が次の各号の一つに該当すると認められた場合は、スクール生としての資格の一時停止または除名することができます。
(1) 事前承認手続きをとらずに会費を滞納したとき(除名後も未納分は請求いたします)
(2) 施設を故意に毀損したとき
(3) スクール生がスクールのコーチ等指導者の指示に従わないとき
(4) 本スクール規則その他株式会社松本スイミングセンターの定める規則に違反したとき
(5) 本スクールの名誉・信用を毀損し、また秩序を乱したとき
(6) その他会員としての品位を損なうと認められる非行があったとき
- 会 費 1.会費は定められたコース別の1か月毎に毎月2日までに当月分を納入しなければなりません。
2.休会認定を受けない欠席の場合は月謝を納入しなければなりません。
- 会 費 不 返 還 一担納入した入会金、会費は返還いたしません。
- 会 員 の モ ラ ル 会員は次のことを守ってください。
1.場内ではコーチの指示に従い、ルールを守る。
2.本スクールの秩序を守り、その目的にそよう努力する。
3.場内の管理規定を守る。
- 場 内 の 管 理 1.場内の管理については、別に定める管理規定に従ってください。
2.保護者等のプール場内での見学はできません。
3.会員が管理規定に従わない為に発生した盗難事故については、本スクールは損害賠償の責を負わないものとします。
- 附 則 本会則は平成10年8月1日より施行。
改定日 平成16年5月20日
平成21年7月21日
平成24年9月20日
平成25年7月1日
平成27年7月1日